

令和7年度 競争参加資格審査申請書の提出及び記載要領 (物品の製造・販売、役務の提供、物品の買受の契約)

令和7年2月21日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

物品製造等の業者で、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）において行う競争契約に参加する資格を得ようとする者は、この要領によって資格審査申請書を提出してください。

また、この申請による有資格者の資格の有効期間は、資格を付与した日から令和10年3月31日までとなります。

なお、令和7・8・9年度の全省庁統一資格（令和10年3月31日まで有効）を有する者は、これに基づく申請の必要はありません。

○申請書に記載された個人情報に関する取り扱いについて

この申請により当機構が取得する情報で、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に定める個人情報が含まれている場合には、その情報について、この事務以外での利用、又は提供を行うことはありません。

1 申請の時期及び申請書の提出

申請時期：① 郵送の場合 令和7年2月21日から令和7年3月21日（当日消印有効）までの間に郵送（書留又は簡易書留に限る。）してください。

② 持参の場合 令和7年2月21日から令和7年3月21日までの間に持参してください。

③ 上記期限後の申請についても随時に受け付けることとしていますが、資格の付与が希望の入札に間に合わないことがあります。

提出場所：〒305-8642 茨城県つくば市観音台 2-1-12

農研機構本部管理本部総務部会計課調達チーム 電話 029-838-6400

2 提出書類（提出部数各1部）

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品の製造等） ※別紙の様式です。

(2) 登記事項証明書（法人の場合）又は身元証明書（個人の場合）の写し

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記録されている事項の証明書です。（履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書）

(3) 営業経歴書

営業経歴書とは、申請者が自ら作成している会社の沿革、組織図、従業員数等の概要、営業品目、営業実績及び営業所（地域を代表して主に契約を締結する本店、支店、事務所等）の所在状況についての記載を含んだ書類です（上記内容が記載されていれば、パンフレット等でも可）。申請日前1年以内に作成したものを提出してください。

(4) 財務諸表類（法人の場合）又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書（個人の場合）

財務諸表類とは、申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書（又は株主資本等変動計算書）です。また、営業用純資本額に関する書類及び収支計算書とは、確定申告書等財務諸表類に類する書類です。

※ 適格組合にあっては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る財務諸表類を添付してください。（必ず組合員全員ではなく、申請者が希望する資格を付与するに足りる組合員分で結構です）

(5) 納税証明書の写し

（個人の場合）その3の2・「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用（法人の場合）その3の3・「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用

※ 適格組合にあっては、組合及び構成組合員のそれぞれに係る財務諸表類を添付してください。（必ず組合員全員ではなく、申請者が希望する資格を付与するに足りる組合員分で結構です。）

※ 納税証明書は現在の住所地（納税地）を所轄する税務署において取得できます。

※ e-Tax（国税電子申告・納税システム）で取得した電子納税証明書も添付可能です。「電子納税証明書」の申請・取得等については、以下のホームページを参照して下さい。

○ 国税庁「e-Tax」ホームページ（[URL:http://www.e-tax.nta.go.jp/](http://www.e-tax.nta.go.jp/)）

※ 国税庁の管轄税務署にて発行される書類に限ります。

(6) 返信用封筒（資格審査結果通知書の送付先が書かれたもの）

(注)

- ① 上記の提出書類は、番号順に整理の上、上記1の受付場所へ提出してください。

- ② 後日、資格審査結果通知書等を送付しますので、返信用封筒も必ず提出してください。
- ③ 添付書類のうち官公署が行った証明書類の写しについては、提出日から3ヶ月前までのものを有効とします。
- ④ 添付書類は、複写機により複写したもので、内容が鮮明なものであれば、写しでも可とします。
- ⑤ 提出する書類はホッチキスやファイルなどで綴じないこと。

3 提出書類の記載要領

共通事項

- 申請書は、黒のボールペン又は万年筆で、一字一字わかりやすく記入してください。
- 記載事項の記入は、申請日現在で記入してください。
また、決算に関する事項については、申請日以前の直近のものを原則とし、**金額は千円単位（百円以下を四捨五入）**で記入してください。
- フリガナの欄は、カタカナで記載してください。
- 資格申請書の内容の一部（業者コード、商号又は名称、所在地、電話番号・FAX番号・等級・企業規模・営業品目）は、資格審査後、一般競争（指名競争）参加資格者名簿として公開されますのであらかじめご了承ください。

外国業者が申請する場合

- 押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができます。
- 登記事項証明書に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができます。
- 申請書は日本語で作成するとともに、添付書類で外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付してください。
- 申請書類の金額表示は、日本国通貨とし、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により換算した金額を記載してください。

01 定期・随時の確認

次の要件に該当する方の番号に○印を付けてください。

- ・ **1 定期**・・・定期受付期間中の申請の場合
- ・ **2 随時**・・・定期受付期間後の申請の場合

※定期受付期間については、「1 申請の時期及び申請の提出」をご覧ください。

02 新規・更新の確認

次の要件に該当する方の番号に○印を付けてください。

- ・ **1 新規**・・・過去に資格を取得したことがなく、今回初めて申請を行う場合。または、直前期（令和4・5・6年度）に資格を有していない方が申請を行う場合。
- ・ **2 更新**・・・直前期（令和4・5・6年度）に有効な資格を取得しており、今期（令和7・8・9年度）に有効な資格としての更新を申請する場合（随時審査申請の場合は除く）、又は今期の資格を有している方が今期に再度の申請を行う場合

03 組合・公益法人等・個人・その他の確認

次の要件に該当する方の番号に○印を付けてください。

- ・ **1 組合**（官公需契約の手引に基づく組合に限る）

企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工 組合、商工

	組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会の場合 ※事業協同組合は、商号又は名称の中に「協同組合」の文字を含むものが該当する。（ただし、漁業 協同組合、農業協同組合、消費生活協同組合は除く） ※上記以外の、民法上の法人格のない組合や法人格を有する組合は「その他」に分類されます。 ・ 2 公益法人 以下の規定に該当する場合、公益法人とする。 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条に規定 する公益法人で国が所管するもの ※ 公益社団法人、公益財団法人のみです。 ・ 3 個人 個人事業主。個人事務所、民法上の組合（例えば、法律事務所）の代表者個人（民法上の組合たる法律事務所の場合、それ自体では資格を取得できず、代表者個人として資格を取得できます。）※外国の個人事業主（納税証明書その3の2を取得できない者）は競争参加資格の申請は不可です。 ・ 4 その他（株式会社等） 「1 組合」から「3 個人」の分類に当てはまらない団体・組織、国の機関、外国、外国の行政区画および外国会社並びに法律又は条約に規定により認許された外国法人 人格のない社団等（「納税証明書その3の3」を取得できること。それが取得できない場合は、代表 者個人の資格として「納税証明書その3の2」を取得して 「3 個人」となる。）および日本の法律の規定 により成立し、設立の登記を行わない法人。 「1 組合」以外の組合のうち、法人格をもつ組合及び登記できる組合 ※（例）国立大学法人、学校法人、私立大学法人、公立大学法人、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人（NPO 法人）、社会福祉法人、土地改良区、土地改良区連合、商工会、商工会議所、商工会連合会、 LLP、有限責任中間法人、地方協同法人、LLC 「1 組合」に含まれない組合のうち、「法人格をもつ組合」（漁業協同組合、農業協同組合、消費生活 協同組合、森林組合等）及び「登記できる組合」（有限責任事業組合）
04 受付機関コード	当該欄は、受付機関にて記入いたしますので記入不要です。
05 受付番号	上記に同じ
06 業者コード	上記02で 2 更新に該当した場合、直前期（令和4・5・6年度）に取得した業者コード（10桁）を記入してください。 ※業者コードはお持ちの資格審査結果通知書に記載されています。
07 適格組合証明（適格事業組合の方のみ記入）	経済産業局長（経過措置として、通商産業局長が発行した証明書の有効期間内においては、引き続き有効とする。）又は沖縄総合事務局長より、官公需適格組合証明書の発行を受けている適格組合は、証明書年月日及び番号を記入してください。
08 郵便番号	郵便番号及び住所を記入してください。
09 住所	なお、外国業者が申請する場合は、本店の所在する住所フリガナ ・フリガナ欄はカタカナで記入してください。

	・都道府県名にはフリガナは必要ありません。 ・「丁目」、「番地」は「ー(ハイフン)」により記入してください。 ※住所の記入は、現住所ではなく登記上の住所にしてください。（都道府県名から記入）				
10 商号又は名称	商号又は名称を記入してください。 ・「株式会社」等法人の種類を表す文字については、略号を使用しないでそのまま記入して下さい。 ・「株式会社」等法人の種類を表す文字にフリガナは必要ありません。				
11 代表者氏名・代表者印	代表者氏名（役職、氏名）を記入して下さい。 ・姓と名の間は1文字分あけてください。 ・個人等の方で役職が無い場合は、「代表」と記入して下さい。 ・印は様式上押印を求めています、代表者印及び申請代理人印の押印は不要です。				
12 担当者氏名	申請の手続きをする者（責任者）の氏名、電話番号、FAX番号を記入してください。なお、担当者氏名欄は、姓と名の間を1文字分あけてください。 電話番号、FAX番号は「ー（ハイフン）」を入れて記入して下さい。				
13 電話番号					
14 FAX番号					
15 主たる事業の種類	営業実績の割合等から主たる事業の種類のいずれか1種類を選択して、当該アルファベット1つのみに○印を付けてください。 1 物品の製造・・・「日本標準産業分類」の大分類Fー製造業をいう。 a. ゴム製品 b. その他 2 物品の販売・・・「日本標準産業分類」の大分類Jー卸売・小売業をいう。 c. 卸売 d. 小売 3 役務の提供等・・・「日本標準産業分類」の大分類Fー電気・ガス・熱供給・水道業、大分類Gー情報通信業、大分類Hー運輸業、郵便業、大分類Jー金融業、保険業、大分類Kー不動産業、物品賃貸業、大分類Lー学術研究、専門・技術サービス業、大分類Mー宿泊業、飲食サービス業、大分類Nー生活関連サービス業、娯楽業、大分類Oー教育、学習支援業、大分類Pー医療、福祉、大分類Qー複合サービス事業、大分類Rーサービス業（他に分類されないもの）をいう。 e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業 f. 旅館業 g. サービス業 h. その他 4 物品の買受け・・・ただし、国有林野事業特別会計で行う林産物の買受けを除く。 i. 立木竹 j. その他				
16 競争参加を希望する地域	北海道、東北、関東・甲信越、東海・北陸、近畿、中国、四国及び九州・沖縄のうち、競争参加を希望する地域を選択（複数選択可能）して□に○印を付けてください。 次に、選択した地域ごとに、営業所名称、郵便番号、所在地及び電話・FAX番号を記入してください。 <table border="1"> <tr> <td>競争参加地域</td> <td>都道府県</td> </tr> <tr> <td>北海道</td> <td>北海道</td> </tr> </table>	競争参加地域	都道府県	北海道	北海道
競争参加地域	都道府県				
北海道	北海道				

	東 北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
	関東・甲信越	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
	東海・北陸	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
	中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
	四 国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※「営業所名欄」には、選択したそれぞれの競争参加希望地域において主に契約を締結する本社（本店）又は支店等営業所の名称を記入してください。ただし、本社の場合は会社名のみを記入してください。

※ひとつの競争参加希望地域には、ひとつの営業所のみ記入してください。

なお、同一営業所が複数の競争参加希望地域に登録をすることは可能です。

※「所在地」欄には、担当部署の所在地を記入してください。

※「電話・FAX番号」欄には、上段に電話番号を、下段にはFAX番号をそれぞれ記入してください。

17 希望する契約の種類

☐ 物品の製造、☐ 物品の販売、☐ 役務の提供等、☐ 物品の買受けのうち、希望する契約の種類を選択（複数選択可能）して□に○印を付けてください。

次に、選択した契約の種類ごとに扱っている営業品目を選択（複数選択可能）し、□に○印を付けてください。

なお、営業品目の具体的事例は別表のとおりです。

18 製造・販売等実績

☐ ①直前々年度分決算及び☐ ②直前年度分決算の欄に、財務諸表類の損益計算書の「売上高」の金額（建設業、測量及び建設コンサルタントを除く。）を記入してください。なお、決算が1事業年度1回の場合は、右側のみ（半期決算の場合は両方）に記入してください。

次に、☐ ③前2か年間の平均実績高は、①と②の金額の平均を記入してください。

- ・☐ ②直前年度分決算とは、申請日より前に確定した直前の1年間の決算のことです。
- ・☐ ①直前々年度分決算とは、直前年度の前の1年間の決算のことです。
- ・個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業にかかわるものに限る。）を含めた実績を記入してください。
- ・公益法人の場合は、会費収入、補助金収入等を除き、法人の事業活動によって得られた収入（受託事業収入等）のみを記入してください。
- ・適格組合にあつては、組合と構成組合員のそれぞれの実績（申請をする事業と同じものに限る。）の合計を記入してください。
- ・新規設立法人等で決算実績が2事業年度（12か月×2か年度）分の決算実績がない場合は、以下のように記入してください。

(a)「直前々年度分決算」がなく、「直前年度分決算」が12か月分または12か月に満たない月数の場合

☐ ②直前年度分決算の欄に当該年度の「売上高」を記入し、更に同じ数値を☐ ③前2か年間の平均

	実績高の欄に記入してください。 (b)「直前々年度分決算」が12か月分ない場合 ①直前々年度分決算の欄と②直前年度分決算の欄にそれぞれの年度の金額を記入してください。 ③前2か年間の平均実績高の欄には、以下の計算で求められる数値を記入してください。 決算額の合計 (①+②) ÷ 決算期間の延べ月数 × 12か月 (例) ①直前々年度分決算…9,000千円 (決算期間：平成22年8月から平成23年3月までの8か月間) ②直前年度分決算…15,000千円 (決算期間：平成23年4月から平成24年3月までの12か月間) ③前2か年間の平均実績高 = (9,000千円 + 15,000千円) ÷ (8+12)か月 × 12か月 = <u>14,400千円</u>
19 自己資本額	直前年度分決算の値を記入してください。
①払込資本金	- 直前決算時の欄は、財務諸表類の貸借対照表より、払込資本金を記入してください。(新会社法に基づく決算書においては、財務諸表類の貸借対照表より、純資産の部の資本金を記入して下さい。) ※設立間もない会社で未決算の場合は、合計欄に登記簿記載の資本金を記入することができます。 - 決算後の増減額の欄は、直前年度決算後に資本金の増減があった場合に該当金額を記入してください。 - 合計の欄は、上記の2つの金額を足した金額を記入してください。また、()には、外国資本の金額を再掲してください。
②準備金・積立金	- 直前決算時の欄は、財務諸表類の貸借対照表より、法定準備金(資本準備金+利益準備金)+任意積立金(××積立金)、評価差額を記入してください。(新会社法に基づく決算書においては、「その他資本剰余金」「その他利益剰余金」「評価・換算差額」についても、合算した数値をこちらへ記入して下さい。) - 剰余(欠損)金処分の欄は、「利益処分」の準備金・積立金を記入してください。なお、準備金・積立金から取り崩した準備金・積立金がある場合は、その額を差し引いた額を記入してください。 - 決算後の増減額の欄は、直前年度決算後に準備金・積立金の増減があった場合に該当金額を記入してください。 - 合計の欄は、上記の3つの金額を足した金額を記入してください。
③次期繰越利益(欠損)金	剰余(欠損)金処分の欄に、「利益処分」又は「損失処分」の繰越額を記入してください。(新会社法に基づく決算書においては、財務諸表の貸借対照表より「繰越利益剰余金」を記入して下さい。)
④計	- 合計の欄は、上記と同じ金額を記入してください。 - 各項目の計を記入してください。

20 外資状況	※適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれの値の合計額を記入して下さい。 ・ここでのいう外資とは、外国資本がおおむね50%を超える場合を指します。 ・外国資本がおおむね50%を超える場合は、以下の通り記入して下さい。 1 外国籍会社〔国名： 〕…国籍が外国の会社である場合は、その国名を記入してください。 2 日本国籍会社〔国名： 〕…国籍は日本の会社であるが、資本の100%が外国である場合は、その出資先企業等の国籍のある国名を記入してください。 3 日本国籍会社〔国名： 〕（比率： %）…国籍は日本の会社であるが、資本の一部が外国である場合は、その出資先企業等の国籍のある国名及び出資比率を記入してください。
21 経営状況	流動資産（ 千円）及び流動負債（ 千円）には、直前年度分決算の貸借対照表の流動資産・流動負債を記入してください。また、流動比率も記入してください。 ※流動比率は小数点以下第2位を四捨五入してください。 ※流動資産があり、流動負債が0の場合、また流動比率が1,000%を超えるものは、%の欄に999%と記入して下さい。
22 営業年数	※適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれの値の平均値を記入して下さい。 会社設立後の営業年数を満年数で記入してください。 ※途中、休業期間のある場合は、その分を差し引いてください。 ※適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれの値の平均値を記入してください。
23 常勤職員の人数	常勤役員及び常勤職員の人数を記入してください。 ※適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれの値の合計人数を記入してください。 ※常勤役員の数も含みます。
24 設備の額（上記17で物品の製造を選択した方のみ記入）	上記17で物品の製造を選択した場合は、財務諸表類の貸借対照表の「有形固定資産」（ただし、減価償却後の額であること。）より、①機械装置類には、機械装置の金額を、②運搬具類には、車両運搬具の金額を、③工具その他には、構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定並びにその他の金額（（土地、建物（その付帯設備を含む。）は含まないこと。））を記入してください。
25 主要設備の規模	上記17で、物品の製造を選択した場合は、必ず当該業種に係る自社の主要設備をできるだけ詳細（品名及び台数）に記入してください。 ※上記17で物品の製造を選択し、上記24で設備の額が“0”の場合はその理由を記入して下さい。

4 申請書提出後の注意事項

申請書提出後において、次の（１）から（５）までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等、物品製造等）に必要事項を記載の上、次の添付資料を添えて申請書を提出した場所へ届け出てください。

- （１） 本社（店）住所（※１）
- （２） 商号又は名称（※２）
- （３） 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名（※３）
- （４） 競争参加を希望する地域、営業所、希望する資格の種類（※４）
- （５） 電話番号及びFAX番号若しくはメールアドレス、営業品目

<添付資料>

資格確認通知書（写）及び下記に記載するものを添付してください。

○※１、※２及び※３については、登記簿謄本（写）

法人の場合：登記事項証明書又は登記簿謄本（又は抄本）若しくはその写し限るものとし、個人の場合：住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し）とする。

○※４において、「物品の製造」を追加する場合は、直近の財務諸表（写）と申請書様式の「設備の額」及び「主要の設備の規模」欄と同様の記載をした適宜様式とする。

5 国の有資格者の特例

国の各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）を取得した者は、全省庁統一資格において有する契約の種類、業種の区分、等級、有効期間等にて、農研機構における有資格者とみなしますので、これに該当する者は申請の必要はありません。

6 新型コロナウイルス感染症に係る一般競争参加資格審査の特例

申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、上記2（8）（記載要領：上記3（6）⑥）に掲げる書類を提出できない場合は、

当該書類に代えて、猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを申請書に添付するものとします。

7 その他

今回の申請時において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続申請中の者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。

また、令和 7・8・9 年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。

なお、更生手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合があります。

「営業品目の具体的事例」

資格の種類	営業品目	説明（具体的事例）
物品の製造 （物品の販売 も同様）	(1) 衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
	(2) ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
	(3) 窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
	(4) 非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ（標体）等
	(5) フォーム印刷	フ ェ ー ム 印 刷
	(6) その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
	(7) 図書類	書籍、新聞、出版等
	(8) 電子出版物類	CD-ROM等
	(9) 紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
	(10) 車両類	自動車、自動二輪、自転車等、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザー、フォークリフト、トラクター等
	(11) その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター等
	(12) 船舶類	
	(13) 燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
	(14) 家具・什器類	木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子等
	(15) 一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、施盤等、印刷事業用機械器具等
	(16) 電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、蓄電池、発電器、遠方監視装置、レーダー雨量装置等
	(17) 電子計算機類	コンピュータ、パソコン、汎用ソフトウェア等
	(18) 精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、光学機器類
	(19) 医療用機器類	MRI、ベット等
	(20) 事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
	(21) その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、林業用物品等
	(22) 医薬品・医療用品類	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス等
	(23) 事務用品類	事務用品、文具等
	(24) 土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、スノーポール等
	(25) その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他

資格の種類	営業品目	説明（具体的事例）
役務の提供等	(1) 広告・宣伝	広告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
	(2) 写真・製図	写真撮影、製図、製本等
	(3) 調査・研究	調査、研究、検査等
	(4) 情報処理	統計、集計、データエントリー、媒体変換等
	(5) 翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
	(6) ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発等
	(7) 会場等の借り上げ	会場施設借り上げ、設営等
	(8) 賃貸借	建物、寝具、植木、物品等
	(9) 建物管理等各種保守管理	清掃、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
	(10) 運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
	(11) 車両整備	車両、航空機、ヘリコプター等の整備
	(12) 船舶整備	船舶の整備
	(13) 電子出版	CD-ROM製作等
	(14) その他	医事事務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種業務委託、その他
物品の買受け	(1) 立木竹	
	(2) その他	鉄屑回収、古紙回収等

